

防衛医科大学校達第8号

技官候補看護学生寄宿舍に関する達を次のように定める。

平成26年4月1日

防衛医科大学校長 三浦 総一郎

技官候補看護学生寄宿舍に関する達

改正 平成27年 4月 1日達第 7号
平成28年 4月 1日達第13号
令和 2年 3月30日達第 9号
令和 3年 3月31日達第 3号

(趣旨)

第1条 この達は、技官候補看護学生寄宿舍（以下、「寄宿舍」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(寄宿舍の目的)

第2条 寄宿舍は、技官候補看護学生に居住の場所を提供し、修学上の便宜を供与するための施設とする。

(寄宿舍の位置等)

第3条 寄宿舍は、研修医官棟及び学生等宿舍のうち技官候補看護学生が居住する区域とし、入居区分は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研修医官棟 男性である技官候補看護学生

(2) 学生等宿舍 女性である技官候補看護学生

(管理運営)

第4条 寄宿舍に管理運営責任者を置き、学生部長をもって充てる。

2 寄宿舍の管理運営に関する重要事項は、学生に関する委員会において審議する。

(入居資格)

第5条 寄宿舍に入居できる者は、技官候補看護学生とする。

(入居)

第6条 入居の時期は学年の始めとする。ただし、学校長が必要と認めたときは、学年の中途において入居させることができる。

2 入居期間は、入居を許可された日からその者の修業年限内とする。

3 寄宿舍に入居を希望する者は、別紙第1「寄宿舍入居許可申請書」（以下、「入居申請書」という。）を防衛医科大学校長（以下、「学校長」という。）に申請し、その許可を受けなければならない。

4 入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、入居許可の日以降速やかに、入居しなければならない。

5 入居者の居住する部屋は、管理運営責任者が定めるものとする。

6 学校長は、入居者が次の各号に該当するときは、入居の許可を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由なく入居しないとき。
- (2) 入居申請書又は必要書類に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(寄宿舎料の算定)

第7条 寄宿舎料は次の各号に掲げる料金の合計額とし、算定は当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物使用料

建物使用料は、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）に準じて算定する。

- (2) 維持費及び物品貸付料

維持費及び物品貸付料は、幹部隊舎に希望入居する者の取扱いについて（長発経施第1494号。35. 11. 10）に準じて算定する。

- (3) 私有電気器具の使用料

部外者等が使用する光熱水料の算定及び徴収料金の取扱いについて（通達）（防医経施第424号。20. 3. 25）に定めるところによる。

(寄宿舎料の徴収方法)

第8条 寄宿舎料は、入居した日の属する月から、退居した日の属する月まで徴収するものとする。入居者は、各月分を所定の期日までに、納入しなければならない。

(施設等の保全)

第9条 入居者は、寄宿舎の施設、居室、設備及び備品（以下「施設等」という。）の保全並びに快適な環境の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 居室（空き居室を含む。以下この条において同じ。）を居住目的以外に使用しないこと。
- (2) 居室及び共用施設は、常に良好な状態で使用し、工作を加えないこと。
- (3) 防火管理、衛生管理及び災害防止等に関し、関連規則に基づき、これに協力すること。

2 故意又は過失により施設等を滅失し、損傷又は汚損した者は、速やかにこれを原状回復し、又はその原状の回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退去手続)

第10条 入居者が、退去を希望するときは、原則として1月前までに学校長に別紙第2「退去届」を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認を得ようとする者は、事前に居室について、管理運営責任者の点検を受け、原状回復等について、その指示に従わなければならない。

(退去措置)

第11条 入居者が、次の各号の一に該当するときは、速やかに退去しなければならない。

- (1) 技官候補看護学生の身分を失ったとき。

- (2) 第6条第2項の入居期間を経過したとき。
 - (3) 寄宿舍料を三ヶ月以上滞納したとき。
- 2 入居者が、次の各号の一に該当するときは、管理運営責任者は、退去を命ずることができる。
- (1) 宿舎における風紀又は秩序を乱す行為のあったとき。
 - (2) 疾病その他の理由により保健衛生上共同生活に不適當であると認められるとき。
 - (3) 本規則に違反し、宿舎の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。
- 3 入居者が前2項の規定に違反して居住を続けるときは、管理運営責任者は、その入居者に対し必要な措置を講ずるものとする。この際、必要な費用は入居者が支払うものとする。
- (入居者以外の宿泊等の禁止)
- 第12条** 入居者以外の者を宿泊させてはならない。
- 2 入居者以外の者をみだりに立ち入らせてはならない。
- (日課表)
- 第13条** 寄宿舍の日課表は、別表第1によるものとする。
- (外出)
- 第14条** 入居者の外出は、別表第2によるものとする。
- (庶務)
- 第15条** 寄宿舍に関する庶務は、学生部において行う。ただし、寄宿舍料の算定は担当部課で実施するものとする。
- (その他)
- 第16条** この通達に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し細部必要な事項は、管理運営責任者が定める。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

別紙第 1

寄宿舍入居許可申請書

防衛医科大学校長 殿

技官候補看護学生寄宿舍に関する達及び関連する規定の内容に同意の上、寄宿舍入居の許可を申請します。

(西暦又は和暦)

年 月 日
技官候補看護学生 氏名

保証人

本籍

氏名

住所

電話番号

本人との関係

入 居 許 可 証

技官候補看護学生 氏名

寄宿舍への入居を許可する。

(西暦又は和暦)

入居年月日は、年 月 日とする。

防 衛 医 科 大 学 校 長

別紙第2

寄宿舍退去届

防衛医科大学校長 殿

技官候補看護学生 氏名

(西暦又和暦)

年 月 日に寄宿舍を退去する事を届け出ます。

別表第1 (第13条関係)

寄宿舍日課表

日 課		曜 日	月～金	休養日
日 朝 点 呼			0 6 3 0	0 7 0 0
入 浴			1 9 0 0～2 2 4 0	1 9 0 0～2 2 4 0
静 肅 時 間			2 1 0 0～2 3 0 0	
日 夕 点 呼			2 3 0 0	2 3 0 0
消 灯	公 共 場 所		2 3 0 0～0 6 3 0	2 3 0 0～0 7 3 0
	居 室		2 4 0 0～0 6 3 0	2 4 0 0～0 7 3 0
延 灯			必要に応じて0 2 0 0まで可	

備考：1 休日の日課は、休養日に準ずる。

：2 金曜日及び休前日の日夕点呼並びに休養日の日朝及び日夕点呼の報告（翌日が課業のある場合を除く。）について、特別外出等で入居者が全員不在となる場合には、事前にその旨を学生隊当直幹部に報告することで省略することができる。

：3 静肅時間は、自学自習のための時間とし、金曜日は除く。

別表第2（第14条関係）

外出

- 1 学生の外出の種類は次のとおりとする。
 - (1) 平日外出
 - (2) 普通外出
 - (3) 特別外出

- 2 外出の期間は、次のとおりとする。

外出の種類	外出及び期間
平日外出	平日の勤務を命ぜられていない時間の外出
普通外出	休養日及び休日の0730から2300まで
特別外出	休養日又は休日の前日の課業終了後から休養日又は休日の2300まで

- 3 学生は、特別の理由により、所定の時刻以前に外出し又は所定の時刻以後に帰校しようとするときは、事前に管理運営責任者の許可を受けるものとする。